

(15) 放送大学と奈良教育大学との間における 単位互換に関する協定書

放送大学及び奈良教育大学は、双方の大学の規則に定めるところにより、両大学の学生が、それぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を取得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

(受入れ)

第1条 奈良教育大学に在学する学生が、放送大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、放送大学長は当該学生を受け入れることができる。

2 放送大学に在学する学生が、奈良教育大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、奈良教育大学長は当該学生を受け入れることができる。

(特別聴講学生)

第2条 両大学は、前条により受け入れた学生を「特別聴講学生」として取り扱う。

(履修期間)

第3条 特別聴講学生の履修期間は、放送大学においては1学期間ごととし、奈良教育大学においては1学期間ごと又は1か年ごととする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

(学生数)

第5条 両大学の受け入れる学生数は、別に定める。

(受入れ手続)

第6条 特別聴講学生の受入れ手続は、別に定める。

(単位の授与等)

第7条 特別聴講学生の履修方法、単位の授与等については、受入れ大学の学生の場合と同様とする。

(授業料等)

第8条 放送大学においては、特別聴講学生の授業料は、放送大学学則に定める額とし、入学料は徴収しない。

2 奈良教育大学においては、特別聴講学生の授業料は、奈良教育大学学則に定める額とし、検定料及び入学料は徴収しない。

平成14年3月13日

放送大学長

奈良教育大学長